

## 平成29年度 競技力向上対策事業補助金の主な変更点及び留意点

### 【変更点】 2点

事業実施期間及び報告期限について	事業期間：平成29年4月1～翌年1月31日までの事業 (冬季競技は2月28日) 報告期限：補助事業完了日から1ヵ月以内または 平成30年2月5日(冬季競技は3月5日)まで
本事業関係書類の保管について	原本は「競技団体」で保管をする。(5年間は保存) ※要綱第16条 参照

### 【留意点】

#### 1 提出期限の厳守について

- ・補助金交付申請書 4月18日(火)
- ・概算払請求書 6月上旬予定
- ・事業実績報告書 中間検査の12月の時点で、補助事業が完了している場合は、最終報告として、資料を提出すること。

検査提出時には、各競技団体で精査した証として、「赤ペン」にて各項目(個票「様式6号」)の各項目並びに「証明書類(領収書等)」に「レ点」を付けるものとする。  
※事務局では「青ペン」を検査証として記す。(第1審：競技団体・第2審：事務局)

#### 2 支出の証明方法について

- ・明細が記入された請求書と領収書を添付すること。
- ・宿泊の証明方法については、原則として宿泊施設等管理者の発行する電算処理された請求書と領収書、または、取扱業者が発行する電算処理された請求書と領収書とする。請求書に代えて、別紙「宿泊精算確認書」による提出の場合、「(1) 宿泊施設等」または「宿泊施設担当者署名」のところに必ず宿泊施設のスタンプ等を押した上で署名押印してもらうこと。
- ・宿泊施設で食事をとらず、外食した場合の証明方法(領収書の添付)を厳守すること。
- ・パック料金時の記載方法に注意すること。(補助対象経費と運用実例及び支出の証明方法参照)
- ・証拠書類については、補助対象外経費は領収書の添付を不要とする。ただし、各項目で支出した経費は、必ず報告書に記載すること。

#### 3 領収書の宛名について

- ・宛名は必ず各競技団体名(宮城県〇〇協会・宮城県〇〇連盟)とする。

#### 4 各事業の補助対象経費上限について

- ・競技団体強化事業のうち、ジュニア選手普及事業は交付決定額の30%以内を上限とする。ただし、ジュニア選手トレーニングセンター事業の対象15競技団体についてはジュニア選手普及強化事業を認めない。
- ・競技団体強化事業のうち、指導者派遣事業(日体協公認資格取得のための講習会への派遣)は30,000円を上限とする。

#### 5 宿泊費等のキャンセル代は補助対象外とする。

#### 6 事業を実施する際は、必ず保険(スポーツ傷害保険や旅行保険等)に加入すること。

#### 7 写真の添付について

- ・事業実施写真(合宿・大会写真)・参加者集合写真 各1枚を添付すること。

#### 8 提出様式について

- ・各種様式は協会ホームページに掲載しています。最新の様式を使用すること。  
体育協会 HP <http://www.miyagi-taikyo.or.jp/training/index.htm>